

**4月1日付け「情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）」は2,206名、登録人数は9,181名に
～これまでの記録69歳が更新され、登録者の最年長記録は76歳に～**

IPA（独立行政法人情報処理推進機構、理事長：富田 達夫）は、4月1日付で新たに2,206名を国家資格“情報処理安全確保支援士”（以後、“登録セキスペ”）として登録し、登録証の交付とともに、「登録者公開情報^(*)」等を公表しました。

<https://www.ipa.go.jp/files/000064905.pdf>

IPAは2018年4月1日付け（第3回2018年4月登録分）で“登録セキスペ”を新たに2,206名登録しました。これにより、4月1日時点の“登録セキスペ”の登録人数は9,181名となりました。この新規登録分は2017年8月1日～2018年1月31日までに登録申請を受け付けたものです。



“登録セキスペ”
ロゴマーク

登録者にはIPA理事長名の登録証、および今後3年間の講習受講計画を送付するとともに、IPAウェブサイトにて登録番号、氏名、勤務先などを含む「登録者公開情報」等を公表しました。

“登録セキスペ”とは、サイバーセキュリティに関する専門的な知識・技能を有する専門人材の育成と確保を目指して、2016年10月に創設されたサイバーセキュリティ分野初の国家資格（名称独占）です。資格の取得には、試験の合格後登録申請が必要で、登録者は定期的な講習受講が義務づけられています。本資格は、既に企業や組織での技術力の証明や、セキュリティ技術者育成に活用され始めています。

なお、次回2018年10月1日付登録の申請受け付けは既に始まっており^(*)2)、締切りは次の通りです。

- ・“登録セキスペ”試験合格者：同年7月31日（火）（当日消印有効）
- ・経過措置対象者^(*)3)：同年8月19日（日）（当日消印有効）

経過措置対象者の登録申請期間は上記のとおり8月19日をもって終了し、これ以降、“登録セキスペ”として登録することはできません。そのため、国家資格取得には改めて“登録セキスペ”試験の合格が必要になります。登録を希望する経過措置対象者は、期限までに申請手続きを行う必要があります。

2018年4月登録者（2,206名）の属性は以下のとおりです。今回の登録者では、最年長記録が更新され、76歳となりました。

^(*)1) 登録項目は登録番号、登録日、氏名、生年月、勤務先名、連絡先、得意分野、保有スキル等があり、登録者の同意が得られた項目のみを「登録者公開情報」としてウェブサイト公開。

^(*)2) “登録セキスペ”になるには：<https://www.ipa.go.jp/siensi/toberiss/index.html>

^(*)3) 「情報セキュリティスペシャリスト試験」または「テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験」合格者。

【男女構成】

男性	女性
2,073 (94.0%)	133 (6.0%)

【年齢構成】

平均年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
39.9 歳	2 0.1%	264 12.0%	813 36.9%	813 36.9%	292 13.2%	20 0.9%	2 0.1%

【合格試験区分（経過措置対象者）】

試験区分	テクニカルエンジニア (情報セキュリティ)			情報セキュリティスペシャリスト								
	90 (4.1%)			1,296 (58.7%)								
合格年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
		25	27	38	169	153	134	159	173	130	178	200
		1.1%	1.2%	1.7%	7.7%	6.9%	6.1%	7.2%	7.8%	5.9%	8.1%	9.1%

【合格試験区分（情報処理安全確保支援士試験合格者）】

試験区分	情報処理安全確保支援士											
	788 (35.7%)											
合格年度	2017 春					2017 秋						
		170					618					
		7.7%					28.0%					

上記の試験区分別人数以外に、32名の試験免除対象者^(*)が含まれます。

【地域別^(*)】

北海道	東北	関東	中部・東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄
23	31	1,607	188	223	42	23	69
1.0%	1.4%	72.8%	8.5%	10.1%	1.9%	1.0%	3.1%

【業種別^(*)】

勤務先の業種	人数	割合
情報処理・提供サービス業	1,062	48.1%
ソフトウェア業	329	14.9%
運輸・通信業	171	7.8%
製造業	159	7.2%

(*) 情報処理の促進に関する法律第7条に基づき、試験に合格した者と同等以上の能力を有すると認められた者。

(*) 登録申請書に記載された「自宅住所」(都道府県)に基づき集計。

(*) 登録申請書に添付された「現状調査票」の記載に基づき集計。

サービス業	83	3.8%
コンピュータ及び周辺機器製造又は販売業	78	3.5%
官公庁、公益団体	70	3.2%
金融・保険業、不動産業	66	3.0%
その他（学生など）	48	2.2%
建設業	47	2.1%
教育（学校・研究機関）	34	1.5%
卸売・小売業、飲食店	18	0.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	17	0.8%
医療・福祉業	16	0.7%
調査業、広告業	6	0.3%
農業、林業、漁業、鉱業	2	0.1%

■本件に関するお問い合わせ先

IPA IT人材育成本部 HRDイニシアティブセンター
 情報処理安全確保支援士グループ 延藤／増田
 Tel: 03-5978-7561 E-mail: riss-info@ipa.go.jp

■報道関係からのお問い合わせ先

IPA 戦略企画部 広報グループ 白石
 Tel: 03-5978-7503 Fax: 03-5978-7510 E-mail: pr-inq@ipa.go.jp